

有料公園施設利用の遵守事項

- ① 申請した場所、目的以外に使用しないでください。
- ② 利用の許可を受けた者は、その権利を譲渡、転貸しないでください。
- ③ 利用料は施設の利用を開始する 5 日前までに納めてください。
- ④ 利用日時、内容の変更、又は中止等は利用開始日 5 日前までに申し出てください。
申し出がない場合は、全額負担となります（返還はしません）※不可抗力の場合を除きます。
- ⑤ 利用時間は厳守してください（準備、撤去の時間を含む）超過する場合は事前に申し出て、許可を受けてください。
- ⑥ 利用開始前と終了後は受付に報告をしてください。
- ⑦ 利用終了の際は利用施設（観客席・更衣室・トイレ・階段・通路等を含む）の点検・清掃を行ってください。
- ⑧ ごみは施設内に置かず全て持ち帰りください。
- ⑨ 指定場所以外での喫煙、飲食、又は飲酒、火気の使用をしないでください（許可を受けた場合を除きます）
- ⑩ 指定場所以外への車両の乗り入れ、又は停車、駐車をしないでください。
- ⑪ 施設または備品等を汚損、損傷、滅失したときは原状回復、又は損害を賠償してください。
- ⑫ 施設を利用中に自己の過失により生じた事故については、管理者はその責任を負いません。
- ⑬ 施設利用の遵守事項を守り係員の指示に従ってください。
- ⑭ 設置者（石垣市）の用（公式行事等）に供する必要が生じたとき、または天候不良のため管理上支障がある場合は、利用許可を取り消すことがあります。
- ⑮ 都市公園法及び石垣市都市公園条例を遵守してください。